

6月は環境月間 〜今こそ節電にご協力を〜

これから夏に向け、電力消費が増加することが考えられます。さらなる節電へのご協力をお願いします。

◇**極力電気を使わない生活を**
本当に必要な考え、やむを得ないもの以外は電気の使用を控えましょう。

使っていない家電製品はコンセントを抜きましょう。テレビ・DVDプレイヤーなどのAV機器は待機電力が大きいものがあります。

◇**製品ごとに節電を**
①エアコンは家庭の節電の鍵となる電化製品です。外気の取り入れなどの工夫をし、体調に影響しない範囲で使用を減らしましょう。植物などで窓への日差しを遮る「緑のカーテン」や扇風機の活用も効果があります。

②照明はこまめに消すことはもちろん、不要な照明は消灯しておきましょう。部屋の照明の明るさも調節しましょう。

③電気ポット、温水便座の保温機能は極力使わず、電源を切っておきましょう。

④テレビはつけっぱなしはやめましょう。他の事をしているときは、ラジオをお勧めします。

⑤冷蔵庫はドアの開閉をできるだけ減らしましょう。お子さんにも伝えましょう。

◇**省電力製品の利用を**
近年、照明をはじめとして、さまざまな家電製品で省電力設計がなされたものが多く販売されるようになってきました。無理に交換する必要はありませんが、買い替えの際にはそのような点にも注目してみてください。

◇**地域づくり課環境対策班**
☎0475(70)0386

空き家バンクに登録してみませんか

市では空き家の適正かつ有効な活用の推進を図るため、空き家バンクを実施しています。空き家バンクは、市内に所在する空き家の売却または賃貸を希望する所有者から申し込みを受けて登録した物件情報を市ホームページで公開し、空き家の利用を希望する方に紹介する事業です。空き家管理にお困りの方は利用をご検討ください。

空き家の物件登録者と利用希望者の交渉や契約については、市と協定を結ぶ宅地建物取引業者に依頼することができますので、安心して取引を進めることが可能です。

詳細な手続きは、市ホームページをご覧ください。問い合わせください。

◇**地域づくり課環境対策班**
☎0475(70)0386

空き地の雑草は定期的に除去を

空き地に雑草が茂っていると、周囲の景観を損なう上、やぶ蚊やハエなどの害虫の発生源になったり、ごみの不法投棄を招いたりして、周辺に住んでいる皆さんに迷惑が掛かります。

また、歩道や車道に雑草がはみ出すと、人や自転車、車の通行の妨げとなり危険です。

これから夏にかけて、雑草が伸びやすくなるので、空き地を所有・管理されている方は、定期的に草刈りなどを行っていきましょう。

◇**地域づくり課環境対策班**
☎0475(70)0386

6月は蛍光灯の収集月

蛍光灯は、散乱防止のため中身の見える袋に入れるか、ひも等で束ねて収集日当日の朝8時までに集積所に出してください。

ガムテープ等の、はがすことが難しいものでは束ねないでください。

また、収集日以外に処分する場合は、市役所、中部コミュニティセンター、白里出張所、農村ふれあいセンターやまへの郷は、施設休館日は利用できません。

◇**地域づくり課環境対策班**
☎0475(70)0386

住宅用省エネルギー設備等 設置費補助金の受付

住宅用省エネルギー設備等を設置した方に、予算の範囲内で設置費用の一部を補助します。対象の方は申請してください。

▼申込締切は令和3年3月4日(木)

※市役所閉庁日を除きます。
※予算額に達し次第締め切り。
※対象

- ・太陽光発電システム
(最大出力1kW当たり2万円 上限9万円)
- ・定置用リチウムイオン蓄電システム(上限10万円)

①一定の要件を満たした太陽光発電システム等を設置した住宅(本市内の区域内の住宅であって、居住部分の面積が2分の1以上である併用住宅を含み、賃貸住宅・集合住宅を除く)に自ら居住し、本市の住民基本台帳に記録されている方であること。

②対象となる太陽光発電システム等の設置後に、所定の交付申請書に必要事項を記入の上、添付書類を添えて申請してください(郵送では受付できません)。

詳細は問い合わせください。

◇**地域づくり課環境対策班**
☎0475(70)0386

野焼きをしてはいけません

適切な焼却設備を用いずにごみを燃やすことは法律で禁止されています。

ドラム缶を用いて燃やしたり、地面に穴を掘って燃やしたりすることも野焼きに当たります。

芝焼き、おたき上げ、軽微なたき火、農林漁業等の運営上やむを得ない場合など、例外的に野焼きが認められる場合であっても、発生する煙、灰等が悪臭や大気汚染(PM2.5など)の原因となるため、周囲の迷惑にならないようにならなければなりません。

野焼きを原因とした火災や苦情が多く発生しています。良好な生活環境を維持するために、廃棄物は適切に処理し、野焼きは行わないようにしましょう。

◇**地域づくり課環境対策班**
☎0475(70)0386

動物の正しい飼い方推進月間

6月は「動物の正しい飼い方推進月間」です。次のことに注意して、動物を適切に飼育しましょう。

- ・動物を飼う前に、周囲に迷惑を掛けず、責任を持って最後まで飼うことのできる環境であるかどうか、よく考えましょう。
- ・飼う動物を選ぶときは、世話の方法やかかりやすい病気、その動物の習性に合った飼い方ができるかどうかを確認しましょう。
- ・動物からうつる感染症を予防するため、過剰な触れ合いは控え、動物を触った後は必ず手を洗いましょ。
- ・動物には、迷子札やマイクロチップを付けるなどして、災害時等に離れてしまっても飼い主が分かるようにしましょう。
- ・犬については、首輪等に登録鑑札と狂犬病予防注射済票を付けることが狂犬病予防法で義務付けられています。
- ・犬の放し飼いは禁止されています。散歩は犬を制止できる人が短い引き綱で行いましょう。また、しつけや訓練をして、人に危害を加えたり、鳴き声などで近隣に迷惑を掛けたりすることのないようにしましょう。
- ・飼い犬が人をかんだ時は保健所へ届け出し、かんだ犬が狂犬病の疑いがないかどうか獣医師の検診を受けさせることが必要です。
- ・猫は屋内で飼いましょ。
- ・糞尿や鳴き声等による被害を防止でき、また、感染症や交通事故等の危険から猫を守ることであります。
- ・飼っている動物の糞尿は、責任を持って飼い主が持ち帰りましょ。

千葉県動物愛護センターおよび同東葛飾支所では「犬の正しい飼い方・しつけ方教室」を定期的に開催しています。また、動物愛護、犬・猫の正しい飼い方、犬のしつけ、動物由来感染症などに関して、学校の授業や地元の勉強会等に無料で講師を派遣します。

◇**千葉県動物愛護センター(山武保健所)**
☎0475(54)0611

◇**千葉県動物愛護センター**
☎0476(93)5711

◇**(公財)千葉県動物保護管理協会**
☎043(214)7814

リサイクル倉庫はルールを守ってご利用ください!

市では、市内4か所の施設(市役所・中部コミュニティセンター・白里出張所・農村ふれあいセンターやまへの郷)にリサイクル倉庫を設置していますが、回収できないものを持ち込まれるケースが相次いでいます。持ち込みのルールやマナーへのご理解・ご協力をお願いします。

▶回収品目=①新聞(チラシを含む)、②雑誌、③ダンボール、④飲料用紙パック、⑤コピー用紙(シュレッダー屑含む)、⑥雑がみ

※新型コロナウイルス感染症の影響で、衣類のリサイクルの流通が滞っているため、回収・保管が困難な状況です。当面の間、衣類の持ち込みは極力お控えいただき、家庭内備蓄にご協力ください。

※散乱しないように、ひもで束ねたり、紙袋に入れたりしてください。

▶利用時間=8時30分~17時(年末・年始を除く)

※中部コミュニティセンター、農村ふれあいセンターやまへの郷は、施設休館日は利用できません。

※雑がみとは、お菓子やティッシュの箱、トイレットペーパーの芯、封筒、紙袋などで、紙のマークが目印。雑がみは見落としがちです。この機会にマークを探してみてください。臭いや汚れが付着しているものは再生品にリサイクルできませんので、通常の可燃ごみとして処理してください。

※回収できないものの例

- ①布団や毛布等の寝具やカーペット、着物、カーテンなど「衣類」に該当しないもの
- ②パソコン、テレビなどの電化製品
- ③お皿やグラスなどの食器
- ④発泡スチロールなどの梱包材・緩衝材
- ⑤ぬいぐるみ類

◇**地域づくり課環境対策班**
☎0475(70)0386

